

運転免許等に関する手数料の標準

1 令第43条第1項関係

(単位:円)

手数料の種類別	区分	改正前			改正後			増減額
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	650 (3,100)	3,750 (3,950)	4,400 (7,050)	650 (2,950)	3,450 (3,650)	4,100 (6,600)	-300 (-450)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	550	1,050	1,600	500	1,050	1,550	-50
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	550	1,350	1,900	500	1,400	1,900	+0
	普通自動車免許に係る試験	650 (1,350)	1,550 (1,750)	2,200 (3,100)	650 (1,250)	1,900 (2,100)	2,550 (3,350)	+350 (+250)
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	500	1,250	1,750	500	1,250	1,750	+0
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,350	1,850	500	1,400	1,900	+50
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	650 (2,050)	2,300 (2,450)	2,950 (4,500)	650 (1,950)	1,950 (2,100)	2,600 (4,050)	-350 (-450)
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	550	1,200	1,750	500	1,250	1,750	+0
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	550	1,350	1,900	500	1,400	1,900	+0
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	500	1,000	1,500	500	1,000	1,500	+0
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	500	1,350	1,850	500	1,400	1,900	+50
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	650 (3,550)	3,900 (4,100)	4,550 (7,650)	650 (3,300)	4,150 (4,350)	4,800 (7,650)	+250 (+0)
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	550	1,200	1,750	500	1,200	1,700	-50
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	550	1,350	1,900	500	1,400	1,900	+0
仮運転免許に係る試験	650 (2,050)	2,200 (2,350)	2,850 (4,400)	650 (1,950)	2,250 (2,400)	2,900 (4,350)	+50 (-50)	
指定自動車教習所修了者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,200	1,700	500	1,200	1,700	+0	
大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効してから6月を超え1年以内の者 (法第97条の2第1項第4号関係)	500	1,050	1,550	500	1,050	1,550	+0	
検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	350 (2,800)	3,700 (3,900)	4,050 (6,700)	300 (2,600)	3,600 (3,800)	3,900 (6,400)	-150 (-300)
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	350 (1,050)	3,500 (3,700)	3,850 (4,750)	300 (900)	3,450 (3,650)	3,750 (4,550)	-100 (-200)
再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験	650 (3,100)	1,350 (1,550)	2,000 (4,650)	600 (2,900)	1,300 (1,500)	1,900 (4,400)	-100 (-250)
	普通自動車免許に係る再試験	650 (1,350)	1,300 (1,500)	1,950 (2,850)	600 (1,200)	1,150 (1,350)	1,750 (2,550)	-200 (-300)
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	650 (2,050)	1,100 (1,250)	1,750 (3,300)	600 (1,900)	1,050 (1,200)	1,650 (3,100)	-100 (-200)
	原動機付自転車免許に係る再試験	500	550	1,050	450	550	1,000	-50

免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1,150	900	2,050	1,150	900	2,050	+0
	1つの種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して、その種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 (法第92条第1項後段関係)	0	200	200	0	200	200	+0
	仮運転免許に係る免許証	400	700	1,100	400	750	1,150	+50
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1,150	2,350	3,500	1,150	2,350	3,500	+0
	仮運転免許に係る免許証	400	700	1,100	400	750	1,150	+50
免許証更新手数料	免許証の更新(下欄の場合を除く。)	1,300	1,200	2,500	1,300	1,200	2,500	+0
	免許証の更新(住所地公安委員会以外の公安委員会を経由して免許証の更新の申請を行う場合) (法第101条の2の2関係)	1,250	1,250	2,500	1,250	1,300	2,550	+50
経由手数料	住所地公安委員会以外の公安委員会に対して行う免許証の更新の申請	200	350	550	200	350	550	+0
認知機能検査手数料		250	400	650	300	450	750	+100
審査手数料	免許の条件により運転できる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除のために受ける公安委員会の審査	700 (2,100)	750 (900)	1,450 (3,000)	700 (2,000)	700 (850)	1,400 (2,850)	-50 (-150)
技能検定員資格者証交付手数料		200	900	1,100	200	950	1,150	+50
技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	3,200	19,900	23,100	2,950	20,450	23,400	+300
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,200	18,450	19,650	1,100	18,400	19,500	-150
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,300	13,200	14,500	1,200	13,500	14,700	+200
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	3,500	18,200	21,700	3,150	18,350	21,500	-200
教習指導員資格者証交付手数料		200	900	1,100	200	950	1,150	+50
教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	2,950	11,650	14,600	2,700	11,850	14,550	-50
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,100	10,700	11,800	1,000	10,850	11,850	+50
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250	8,150	9,400	1,200	8,450	9,650	+250
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	3,400	9,350	12,750	3,050	9,400	12,450	-300
国外運転免許証交付手数料		950	1,450	2,400	900	1,450	2,350	-50
安全運転管理者等講習(法第108条の2第1項第1号関係)	安全運転管理者等講習(法第108条の2第1項第1号関係)	450	300	750	450	300	750	+0
	※							
	取消処分者講習(法第108条の2第1項第2号関係)	1,050	1,300	2,350	1,050	1,300	2,350	+0
	※							
	停止処分者講習(法第108条の2第1項第3号関係)	700	1,400	2,100	700	1,250	1,950	-150
	※							
大型自動車等講習(法第108条の2第1項第4号関係)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許(普通自動車免許を受けている者)に係る講習	2,100	2,000	4,100	2,450	2,000	4,450	+350
	※							
	準中型自動車免許(普通自動車免許を受けている者を除く。)に係る講習	1,750	1,650	3,400	1,850	1,650	3,500	+100
※								
普通自動車免許に係る講習	1,150	1,300	2,450	1,450	1,350	2,800	+350	
※								

講習手数料	大型自動二輪車等講習 (法第108条の2第1項第5号関係)	大型自動二輪車免許に係る講習 ※	2,800	1,300	4,100	2,800	1,350	4,150	+50
		普通自動二輪車免許に係る講習 ※	2,700	1,300	4,000	2,650	1,350	4,000	+0
	原付講習(法第108条の2第1項第6号関係) ※		400	1,000	1,400	500	1,000	1,500	+100
	旅客自動車講習(法第108条の2第1項第7号関係) ※		1,550	1,550	3,100	1,550	1,550	3,100	+0
	応急救護処置講習(法第108条の2第1項第8号関係) ※		900	400	1,300	1,000	400	1,400	+100
	指定自動車教習所職員講習(法第108条の2第1項第9号関係) ※		450	200	650	450	300	750	+100
	初心運転者講習 (法第108条の2第1項第10号関係)	準中型自動車免許に係る講習 ※	600	1,550	2,150	600	1,550	2,150	+0
		普通自動車免許に係る講習 ※	500	1,550	2,050	500	1,550	2,050	+0
		大型自動二輪車免許に係る講習 ※	1,150	1,550	2,700	1,150	1,550	2,700	+0
		普通自動二輪車免許に係る講習 ※	1,000	1,550	2,550	1,000	1,550	2,550	+0
		原動機付自転車免許に係る講習 ※	850	1,550	2,400	850	1,600	2,450	+50
	更新時講習 (法第108条の2第1項第11号関係)	優良運転者に対する講習	200	300	500	200	300	500	+0
		一般運転者に対する講習	300	500	800	300	500	800	+0
		違反運転者等に対する講習(国家公安委員会規則で定める講習を除く。)	600	750	1,350	600	750	1,350	+0
		違反運転者等に対する講習(国家公安委員会規則で定める講習)	300	500	800	300	500	800	+0
	高齢者講習(70歳以上75歳未満の者に対するもの。) (法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	1,650	3,000	4,650	1,650	3,450	5,100	+450
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	550	1,450	2,000	550	1,700	2,250	+250
	高齢者講習(75歳以上の者に対するもの。) (法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者(認知機能検査の結果が第3分類の者)に対する講習	1,650	3,000	4,650	1,650	3,450	5,100	+450
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)に対する講習	1,900	5,650	7,550	1,850	6,100	7,950	+400
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)	1,450	4,200	5,650	1,400	4,400	5,800	+150
小型特殊自動車免許のみを受けている者(認知機能検査の結果が第3分類の者)に対する講習		550	1,450	2,000	550	1,700	2,250	+250	
小型特殊自動車免許のみを受けている者(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)に対する講習		850	3,450	4,300	750	3,700	4,450	+150	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)		400	2,000	2,400	350	2,000	2,350	-50	
違反者講習 (法第108条の2第1項第13号関係)	下欄以外の講習	5,550	7,650	13,200	4,800	7,700	12,500	-700	
	運転者の資質の向上に資する活動を含む講習	3,600	5,450	9,050	3,550	5,500	9,050	+0	
自転車運転者講習 (法第108条の2第1項第14号関係) ※		450	1,450	1,900	550	1,450	2,000	+100	
通知手数料	初心運転者講習又は違反者講習を受けようとする者に対する通知		850	50	900	850	50	900	+0

備考1 ()内の金額は、公安委員会が提供する自動車を使用して技能試験等を受ける場合の金額である。

備考2 ※印がある講習は、講習1時間当たりの金額を示している。

2 令第43条第2項関係(技能検定員審査手数料の減する額)

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	350	3,650	4,000	300	3,700	4,000	+0
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	350	6,350	6,700	300	6,400	6,700	+0
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,450	2,450	0	2,500	2,500	+50
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,450	2,450	0	2,500	2,500	+50
5 技能検定の実施に関する知識	0	2,000	2,000	0	2,350	2,350	+350
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	1,750	1,750	0	1,800	1,800	+50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	2,950	10,200	13,150	2,750	10,300	13,050	-100
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	5,450	5,450	0	5,500	5,500	+50

(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	150	3,450	3,600	100	3,450	3,550	-50
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	150	5,950	6,100	100	6,000	6,100	+0
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	1,950	1,950	0	2,000	2,000	+50
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,950	1,950	0	2,000	2,000	+50
5 技能検定の実施に関する知識	0	1,950	1,950	0	1,900	1,900	-50
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,100	2,100	0	2,050	2,050	-50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	950	9,600	10,550	900	9,650	10,550	+0
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,250	4,250	0	4,300	4,300	+50

(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	100	1,200	1,300	50	1,200	1,250	-50
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	100	2,000	2,100	50	2,050	2,100	+0
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	1,950	1,950	0	2,000	2,000	+50
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,950	1,950	0	2,000	2,000	+50
5 技能検定の実施に関する知識	0	2,500	2,500	0	2,650	2,650	+150
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,550	2,550	0	2,550	2,550	+0
7 1及び2のいずれをも免除される場合	1,050	3,400	4,450	1,000	3,450	4,450	+0
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,250	4,250	0	4,300	4,300	+50

(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	200	4,050	4,250	150	4,100	4,250	+0
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	200	7,200	7,400	150	7,250	7,400	+0
3 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	3,700	3,700	0	3,700	3,700	+0
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,550	2,550	+0
5 1及び2のいずれをも免除される者である場合	3,300	11,450	14,750	3,000	11,550	14,550	-200

3 令第43条第3項関係(教習指導員審査手数料の減ずる額)

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	350	3,650	4,000	300	3,700	4,000	+0
2 技能教習に必要な教習の技能	50	1,300	1,350	50	1,350	1,400	+50
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,300	1,300	+50
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,550	1,550	0	1,600	1,600	+50
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,550	1,550	0	1,600	1,600	+50
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,400	1,400	0	1,500	1,500	+100
7 1及び2のいずれをも免除される場合	2,700	5,150	7,850	2,550	5,250	7,800	-50
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	3,350	3,350	0	3,350	3,350	+0

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	150	3,450	3,600	100	3,450	3,550	-50
2 技能教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,300	1,300	+50
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,200	1,200	0	1,250	1,250	+50
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,350	1,350	0	1,350	1,350	+0
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
7 1及び2のいずれをも免除される場合	850	4,900	5,750	800	4,950	5,750	+0
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,800	2,800	0	2,850	2,850	+50

(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	100	1,200	1,300	50	1,200	1,250	-50
2 技能教習に必要な教習の技能	50	1,250	1,300	50	1,300	1,350	+50
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,100	1,100	0	1,250	1,250	+150
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,300	1,300	0	1,300	1,300	+0
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,200	1,200	0	1,250	1,250	+50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	1,050	2,650	3,700	1,000	2,700	3,700	+0
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,700	2,700	0	2,750	2,750	+50

(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査

免除される審査細目	改正前			改正後			増減額
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	200	4,050	4,250	150	4,100	4,250	+0
2 技能教習に必要な教習の技能	50	2,000	2,050	50	2,000	2,050	+0
3 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行に関する法令についての知識	0	2,550	2,550	0	2,550	2,550	+0
4 1及び2のいずれをも免除される者である場合	3,150	6,300	9,450	2,850	6,300	9,150	-300